

西黒沢地区 地域農業マスタープラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	平成29年3月24日	令和3年3月25日
対象地区名(地区内の集落名)		
西黒沢		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	82.52	ha
② 中心経営体の耕作面積の合計	23.91	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	—	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	—	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—	ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	58.61	ha
(備考)		
地区内とは基盤整備区域内の農地面積とする 面積は整備区域内の農地面積(田、畑)であり整備に伴う減歩があり得る		

注:④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

西黒沢営農組合の構成員が高齢化であり作業が難しくなっている状況の中、営農組織の継承ができる体制づくりと組織の法人化が今後の課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

西黒沢地区基盤整備区域内の農地については、営農組合へ85%以上の集積を目指す(現在、基盤整備工事後の農地集積は100%で推移している)

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	
西黒沢地区基盤整備区域内の農地貸借(集積)については農地中間管理機構を介して実施する。	
(2) 農地、農道、用水路や排水路等の管理	
多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し構成員等で保全管理を実施する。	
(3) 鳥獣被害等の防止策	
被害発生場所や目撃情報により進入防止柵の設置や檻、ワナ等の設置で被害防止を図る。	
(4)	
(5)	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	2 人	法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	1 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注: 基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	23.91 ha	82.52 ha	29 %
今後	82.52 ha	82.52 ha	100 %